

# 業務連絡

2016/8/1 No.1

J R 東海 労新幹線 関西地本  
業 務 部

2016年7月28日、支社会議室において「申」第44号、46号について、組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。

会社は、第44号及び第46号については業務委員会を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

## 「申」第44号「鳥飼車両基地におけるイベント開催に関する申し入れ」(2016年6月7日)

1. 早急に現場社員に対してイベント開催の周知を行うこと。
2. イベント開催に対して、社員、一般見学者の安全確保を徹底すること。またその安全確保の対応について労働組合へ説明すること。
3. イベント開催について、社員、労働組合を無視し協力を仰がない姿勢に対し、甚だ疑問と怒りを感じる。会社の見解を明らかにすること。
4. 昨年10月の名古屋車両所での教訓を明らかにすること。
5. イベントの主催、責任者は誰か明らかにすること。
6. 今回、周知が遅れた事実について、書面で全社員へ謝罪すること。

### 《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。付議事項でない判断は、協約協定のどこで判断するのか。

会社：業務委員会の付議事項は協約第238条に基づいてやる。関係者への周知は済んでいる。オペレーション、安全確保も含めて問題ない。

組合：5月25日にプレス発表して社員に説明したのは、いつか。

会社：必要な関係者には、周知済みである。

組合：鳥飼車両基地で働く全社員に説明が必要なのではないか。

会社：見学や体験など色んなイベントがあるが、そこに張り付く社員には順次準備して説明をしている。

組合：鳥飼車両基地で働く全社員には何故説明しないのか。

会社：張り付かないなら、説明はいらぬ。

組合：大々的なイベントをやるなら労働組合にも説明が必要である。労働組合軽視の姿勢である。

会社：聞かれたら、お答えすることは当然するが、労働組合に説明をすることは協約には定められていない。

組合：日の出地区でもイベントが開催されるが、会社掲示が27日付けで出されている。  
会社：それは、所毎の判断である。別に問題ない。  
組合：イベント開催の場所を説明することで済むことなのに何故しないのか。  
会社：実際に当日作業にあたる社員については、説明する。  
組合：回送列車に見学者を乗せて庫まで行くが、庫の何番を使うとかデッキに降りて見学するならそこで働く社員には説明がいるのではないか。  
会社：見学者が来ることは直前に現場で周知するはずである。  
組合：社員には常に安全最優先と言っているのに、安全は保証されるのか。  
会社：会社が責任を持って対処するので大丈夫である。

以上

**「申」第46号「通勤手当の戻入に関する苦情処理会議拒否に対する抗議と、苦情処理会議開催を求める申し入れ」（2016年6月22日）**

1. 6月7日の事前審理での回答を撤回し、苦情申告「通勤手当の戻入について」に関する苦情処理会議を早急に開催すること。

**《 議論内容 》**

会社：従来から話をさせて頂いているが、就業規則の適用解釈の苦情申告すること自体疑義が生ずるものではない。通勤手当の支給は平等に適用されている。付議事項ではないので開催しない。  
組合：納得できない。通勤手当の解釈の主張は会社と組合の主張は対立のままである。  
会社：全社員普通に適用されている。  
組合：戻入という事象が発生したことに対する協約協定の通勤手当で疑義が生じたのである。  
会社：説明はするが、解釈の疑義が生じるわけではない。会社の意見は変わらない。  
組合：だから、その部分で組合と対立しているのである。協約協定の第272条に苦情処理会議を請求することが出来ると謳われている。  
会社：第286条において適当でないとして認めて却下である。  
組合：それは会社の主張である。  
会社：組合が疑義があると言えれば何でもやるとはならない。  
組合：一方で会社は、疑義が生じないと言ってやらないではないか。  
会社：内容を精査してやるべきものはやる。やるべきものでないものはやらない。  
組合：過去に、労働委員会でも不当労働行為の適用されたものがあるではないか。  
会社：本件については、本人にも説明している。  
組合：苦情処理会議を開催しないというなら、会社の不当労働行為である。  
会社：不当労働行為ではない。  
組合：不当労働行為である。

以上